

第 14 条 市長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努め、議会に提出するものとする。

(議員による事業評価)

第 15 条 議会は、市長等が提出する議案等のうち重要な政策について、第 13 条各号に掲げる事項に基づき、当該政策の執行に係る事業評価の審議に努め、市長等に事業評価の結果を通知するものとする。

(議決事件の拡大)

第 16 条 議会は、市長等とともに責任を担いながら、計画的かつ公正性・透明性の高い市政運営に努めるものとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項に規定する議決事件のほか、市政に関わる特に重要な事項については、別に条例を定めることにより、同条第 2 項の規定に基づく議決事件とすることができる。

#### 第 6 章 委員会の活動

(委員会の活動)

第 17 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するとともに、政策提言及び政策立案を行うものとする。

2 委員会は、資料等を積極的に公開し、議案等の審査及びその所管に属する事務に関する調査の充実を図り、市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員会は、市長等が提出した議案又は市の一般事務について、市民から発言をする機会の要請があったときは、発言の機会を与えることができる。

#### 第 7 章 会派

(会派)

第 18 条 議会は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、政策主体の主義主張を基本とした同一の理念を共有する議員集団として活動するものとする。

3 会派は、政策立案、政策提言及び政策決定等に関し、必要に応じて他の会派と調整し、又は合意形成に努めるものとする。

#### 第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の体制整備)

第 19 条 議会は、各委員会や全員協議会の有機的な連携により機動力を高めるとともに、一層柔軟に市政の課題を解決するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 20 条 議長は、議員の政策形成及び政策立案を補助するため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、当該事務局の機能及び組織体制の充実強化に努めるものとする。

(議会図書室の利用)